

お知らせ
マイナンバーカード(個人番号カード)の身分証明書としての取扱について

マイナンバーカード(個人番号カード)は、顔写真付きの公的な身分証明書として利用できます。

マイナンバーカードの表面に記載されている氏名・住所・生年月日・性別及び顔写真についてはコピーを取って利用することが可能です。ただし、裏面に記載されている個人番号(12桁の数字)については、法律上認められた手続きに用いる場合以外、コピーを取ることはできません。役場窓口でカード発行の際、カードケースをお渡しします。ケースに入れてご利用ください。

なお、通知カードは身分証明書として利用することはできません。

■問い合わせ
町民課

☎893-1117
吾北総合支所住民福祉課
☎867-2300
本川総合支所住民福祉課
☎869-2112

マイナンバーカード(個人番号カード)

身分証明書として利用できる

マイナンバーの「通知カード」

身分証明書として利用できない

お知らせ
空き家バンク登録制度をはじめました

町内の空き家を有効活用することで、都市からの交流人口の拡大や定住促進を進め、地域の活性化を図ることを目的とする空き家情報登録制度をはじめました。

賃貸、売却を希望する方に、町内に所有している空き家や、空き家になる見込みの住宅について、その物件の情報を空き家バンクに登録していただき、町公式ホームページへの掲載などを通じて賃借、購入を希望する方に情報を提供します。

また、空き家バンクへの登録時に、賃貸・購入者を県外からの移住・定住者に限定すると、家財の整理・運搬費用や住宅の改修について、最大百万円までの補助金が利用できる場合があります。

■問い合わせ
産業経済課



※マイナンバー総合フリーダイヤル(無料)
☎0120-95-0178

平日
9時30分～20時
土・日・祝日
9時30分～17時30分

お知らせ
高齢者向け給付金について

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者の方への支援のため、臨時的な措置として高齢者向け給付金が支給されることとなり、町では申請の受付を開始しています。支給対象となる可能性のある方には、5月上旬に申請書などを送付しています。申請期限は、8月9日(火)です。

支給対象となる可能性のある方でまだ申請されていない方は、申請書に必要書類を添えて、申請期限までにお忘れなきよう提出をお願いいたします。

支給対象となる可能性のある方で、申請書が届いていない場合や、ご不明な点がありましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

■問い合わせ
ほけん福祉課
(すこやかセンター伊野内)
☎893-3818
吾北総合支所住民福祉課
☎867-2300
本川総合支所住民福祉課
☎869-2112



**振り込め詐欺に
ご注意ください!!**

「高齢者向け給付金」に絡む詐欺被害が懸念されています。給付金事業の実施に際し、

●町職員から電話によるATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。

●ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

●町や厚生労働省などが「高齢者向け給付金」を支給するために、手数料の振込を求めるといった絶対にはありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、最寄りの警察署又は警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。